

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、「中部電力グループコーポレート・ガバナンス基本方針」において、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針を定めております。

「中部電力グループコーポレート・ガバナンス基本方針」

当社グループは、「くらしに欠かせないエネルギーをお届けし、社会の発展に貢献する」という「中部電力グループ企業理念」を実践するとともに、「エネルギーに関するあらゆるニーズにお応えし、成長し続ける企業グループ」という目指す姿を実現するためには、株主・投資家をはじめとするステークホルダーのみならず信頼され選択され続けることが必要と考えています。

このため、「中部電力グループCSR宣言」に基づき、公正・透明性を経営の中心に据え、経営および業務執行に対する適切な監督を行うとともに、迅速な意思決定を行うための仕組みを整備するなど、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めます。

- (1) 株主の権利・平等性の確保
  - ・すべての株主のみならずに対し、株主総会における議決権をはじめとした株主のみならずの権利が適切に行使いただけるよう環境を整備します
- (2) ステークホルダーとの適切な協働
  - ・当社グループの事業を遂行するにあたっては、お客さまや地域社会、株主・投資家をはじめとするステークホルダーのみならずのご理解とご協力が不可欠であるため、ステークホルダーのみならずとの相互コミュニケーションを重視し、透明性の高い開かれた企業活動を推進します
- (3) 適切な情報開示と透明性の確保
  - ・財務情報はもとより非財務情報を含めた経営状況および事業活動全般について、幅広くかつ適時適切に情報を開示します
- (4) 取締役会等の責務
  - ・当社取締役会は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るべく経営上の重要事項の意思決定や、独立社外取締役の関与などを通じた実効性ある経営および業務執行の監督を行います
  - ・執行役員制により、経営の意思決定・監督と執行の分離、業務執行の迅速化などを図ります
  - ・当社監査役および監査役会は、独立した客観的な立場から取締役の職務執行の監督を行います
- (5) 株主との対話
  - ・「株主との建設的な対話に関する方針」に基づき、当社グループの経営状況および事業活動について、株主のみならず丁寧に説明します

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

(原則1-4 政策保有株式)

< 政策保有に関する方針 >

- ・当社は、当社の事業運営や地域の発展に寄与する企業など、中長期的な観点から当社グループの企業価値向上に資すると判断されるものに限って、上場株式を保有します。上場している政策保有株式については、毎年、取締役会で経済合理性や保有の意義などを勘案したうえで保有の適否を検証します。

< 議決権の行使 >

- ・議決権の行使にあたっては、当社グループの企業価値の向上に資することを前提に、出資先企業の中長期的な企業価値の向上やCSR(企業の社会的責任)などの観点から、十分な検討を行ったうえで判断します。

(原則1-7 関連当事者間の取引)

- ・取締役との利益相反取引について、法令および社内規程に基づき、取締役会で承認を受けるとともに、取締役でない役付執行役員・執行役員との利益相反取引についても、社内規程に基づき、取締役会で承認を受けることとしております。また、当該取引の結果を取締役に報告しております。
- ・取締役および監査役の近親者との取引について、定期的にその有無を確認し、対象の取引がある場合には法令に基づき開示することとしております。
- ・当社には当社株式の10%以上を保有する主要株主は存在しないため、主要株主と取引を行う際の手続は定めておりません。

(原則2 - 6 企業年金アセットオーナーとしての機能発揮)

- ・当社は、企業年金の積立金の運用が従業員の安定的な資産形成に加えて当社の財政状態に影響を与えることを踏まえ、経営執行会議において、運用の基本方針やリスク・リターンを勘案した政策的資産構成割合を決定するとともに、その運用状況を定期的にモニタリングしております。
- ・また、運用機関に対するモニタリング等の機能を発揮できるよう、必要な経験や資質を備えた人材を企業年金運用担当部署に配置するとともに、専門性を高めるために必要な教育を実施することなどにより、その育成に努めております。

(原則3 - 1 情報開示の充実)

(i) 企業理念や経営戦略・経営計画

- ・当社は、「中部電力グループ企業理念」を制定・開示しております。また、「中部電力グループ企業理念」を実現するために「中部電力グループCSR宣言」および「中部電力グループ原子力安全憲章」を、また「中部電力グループCSR宣言」を実践するための各種基本方針をそれぞれ制定・開示しております。
- ・経営戦略、経営計画については、当社グループの長期的ビジョンとして「中部電力グループ 経営ビジョン」を策定・開示し、その中で、「期待を超えるサービスを、先駆けてお客さまへお届けするリーディングカンパニーとして、『一步先を行く総合エネルギー企業グループ』を目指します」として、目指す姿を掲げております。また、経営ビジョンの実現に向けた具体的な取り組みを、「経営課題への取り組み」として、策定・開示しております。

「中部電力グループ企業理念」([https://www.chuden.co.jp/corporate/cor\\_policy/](https://www.chuden.co.jp/corporate/cor_policy/))

「中部電力グループCSR宣言」([https://www.chuden.co.jp/csr/csr\\_sengen/](https://www.chuden.co.jp/csr/csr_sengen/))

「中部電力グループ原子力安全憲章」([https://www.chuden.co.jp/csr/csr\\_sengen/nuc\\_policy/](https://www.chuden.co.jp/csr/csr_sengen/nuc_policy/))

「中部電力グループ人権基本方針」([https://www.chuden.co.jp/csr/csr\\_sengen/jinken\\_policy/](https://www.chuden.co.jp/csr/csr_sengen/jinken_policy/))

「中部電力グループ安全健康基本方針」([https://www.chuden.co.jp/csr/csr\\_sengen/anzenkenko\\_policy/](https://www.chuden.co.jp/csr/csr_sengen/anzenkenko_policy/))

「中部電力グループコンプライアンス基本方針」([https://www.chuden.co.jp/csr/csr\\_sengen/gr\\_comp\\_policy/](https://www.chuden.co.jp/csr/csr_sengen/gr_comp_policy/))

「中部電力グループコーポレート・ガバナンス基本方針」([https://www.chuden.co.jp/csr/csr\\_sengen/governance\\_policy/](https://www.chuden.co.jp/csr/csr_sengen/governance_policy/))

「中部電力グループ環境基本方針」([https://www.chuden.co.jp/csr/csr\\_sengen/env\\_policy/](https://www.chuden.co.jp/csr/csr_sengen/env_policy/))

「中部電力グループ社会貢献基本方針」([https://www.chuden.co.jp/csr/csr\\_sengen/csr\\_policy/](https://www.chuden.co.jp/csr/csr_sengen/csr_policy/))

「中部電力グループ調達基本方針」([https://www.chuden.co.jp/csr/csr\\_sengen/shi\\_hoshin/](https://www.chuden.co.jp/csr/csr_sengen/shi_hoshin/))

「中部電力グループ贈収賄・腐敗防止方針」(<https://www.chuden.co.jp/corporate/governance/compliance/boshihoshin/>)

「中部電力グループ 経営ビジョン」([https://www.chuden.co.jp/corporate/bus\\_vision/](https://www.chuden.co.jp/corporate/bus_vision/))

「経営課題への取り組み」([https://www.chuden.co.jp/corporate/bus\\_vision/management/](https://www.chuden.co.jp/corporate/bus_vision/management/))

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載しております。

(iii) 取締役および役付執行役員の報酬等を決定するにあたっての方針および手続

< 方針 >

- ・月例報酬、業績連動賞与(短期インセンティブ報酬)および業績連動型株式報酬(中長期インセンティブ報酬)で構成しております。
- ・報酬総額は、経営目標達成時において、上場他企業役員の報酬額の中位水準となるよう設定しております。
- ・月例報酬、業績連動賞与および業績連動型株式報酬の報酬全体に占める支給割合は、経営目標達成時において、それぞれ6割程度、3割程度および1割程度としております。
- ・月例報酬は職責および会社業績などを勘案のうえ決定します。
- ・業績連動賞与の指標は、経営目標である連結経常利益(燃料価格の変動が電力販売価格に反映されるまでの期ずれ影響を除いた額をいう。以下、「本項目」において同じ。)とし、各事業年度の結果を踏まえ決定します。なお、上記に加え、会長および社長においては連結当期純利益を、その他役員においては各担当部門および各役員個人の業績などを勘案します。
- ・業績連動型株式報酬は、事業年度ごとに、役位に応じて定まるポイントおよび業績に連動するポイントを付与します。業績に連動するポイントは、経営目標である2021年度終了時の連結経常利益を踏まえ確定します(同連結経常利益が目標に達しない場合は没収となる。)。なお、本株式報酬は、役員退任後、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算し支給します。
- ・社外取締役の報酬は、独立した立場からの経営の監督機能を期待していることを踏まえ、月例報酬のみを支給することとし、会社業績による影響を限定します。

< 手続 >

- ・取締役の報酬は、取締役会から授權された社長が、会長、社長、本部長などで構成する人事会議および社長と独立社外取締役3名を構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経て、決定します。
- ・役付執行役員の報酬は、人事会議および指名・報酬等検討会議の協議を経て、社長がこれを決定します。

(iv) 取締役・監査役候補者および役付執行役員の選定ならびに取締役および役付執行役員の解任にあたっての方針および手続

1 取締役・監査役候補者および役付執行役員を選定するにあたっての方針

- ・以下の選任基準を勘案のうえ、決定します。

< 取締役候補者および役付執行役員 >

- (1) 高い倫理観と誠実な人格を有し、遵法精神と公益に資する意志を持って職務を遂行できる者
- (2) 常に企業理念の実践を心掛けるとともに、当社経営ビジョンの実現に向けた高い意欲を有している者
- (3) 担当する職務を執行するための豊富な実務経験および知識を有している者
- (4) 経営環境の変化に迅速に対応できる先見性、洞察力を有し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する経営能力を有している者

< 監査役候補者 >

- (1) 人格、識見はもとより、中立的・客観的な立場から監査という役割を十分担うことができる者
- (2) 監査に必要な豊富な知識および専門分野に関する幅広い知見、経験を有している者

< 社外取締役候補者 >

- (1) 当社が定める独立性判断基準を充たしており、独立した立場から経営の監督機能を担うことができる者
- (2) 企業経営、財務、法律等の専門分野に対する豊富な知見、経験に基づき、社内取締役とは別の視点による助言、監督機能を果たすことができる者

< 社外監査役候補者 >

- (1)当社が定める独立性判断基準を充たしており、独立した立場から経営の監査機能を担うことができる者
- (2)監査に必要な豊富な知識および専門分野に関する幅広い知見、経験を有している者
- 2 取締役・監査役候補者および役付執行役員を選定するにあたっての手續
  - ・取締役、監査役および役付執行役員の選任の公正・透明性を確保するため、各候補者は、会長、社長、本部長などで構成する人事会議および社長と独立社外取締役3名を構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経て、取締役会へ提案します。さらに、監査役候補者については、監査役の独立性を強化するため、常任監査役を含む人事会議で協議するとともに、監査役会の同意を得ることとします。
- 3 取締役および役付執行役員を解任するにあたっての方針および手續
  - ・取締役および役付執行役員に重大な法令違反、定款違反、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合は、会長、社長、本部長などで構成する人事会議および社長と独立社外取締役3名を構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経て、解任案を取締役会へ提案します。

(v)個々の役員候補者の選定についての説明

- ・取締役・監査役候補者の選定理由は、「株主総会招集ご通知」の参考書類に開示しております。  
「株主総会招集ご通知」([https://www.chuden.co.jp/ir/ir\\_kabunushi/ir\\_sokai/](https://www.chuden.co.jp/ir/ir_kabunushi/ir_sokai/))

(原則4 - 1 取締役会の役割・責務(1))

補充原則4 - 1(1)

- ・取締役会は、法令・定款所定の事項のほか、経営基本方針、経営基本計画などの経営上重要な事項を審議・決定するとともに、取締役から業務執行状況の報告を受けることとしており、その基準は取締役会規程などにおいて明確化しております。
- ・経営の意思決定・監督と執行の分離、業務執行の迅速化などを図るため、執行役員制を採用し、カンパニー社長・本部長・統括を務める役付執行役員等には業務執行に関わる権限を大幅に委譲する一方、重要な事項については社長、副社長、役付執行役員などで構成する経営執行会議での協議を経て社長が決定することとしております。また、業務執行状況については、適宜、取締役会に報告させることにより監督しております。

(原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社は、社外役員の独立性判断基準として、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件を踏まえ、本人の現在および過去3事業年度における以下に定める要件の該当の有無を確認のうえ、独立性を判断します。

- 1 当社の主要な取引先( 1)またはその業務執行者( 2)でないこと
  - 2 当社の主要な借入先( 3)またはその業務執行者でないこと
  - 3 当社より、役員報酬以外に多額( 4)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家でないこと  
(ただし、当該財産を得ている者が法人、組合などの団体である場合は、当該団体に所属する者をいう)
  - 4 当社の大株主( 5)またはその業務執行者でないこと
  - 5 当社より、多額( 4)の寄付を受けていないこと(ただし、当該寄付を受けた者が法人、組合などの団体である場合は、当該団体に所属する者をいう)
  - 6 本人の配偶者、二親等以内の親族が以下に掲げる者に該当しないこと
    - (1)上記1～5に掲げる者
    - (2)当社および当社子会社の業務執行者または業務執行者でない取締役、監査役
    - (3)当社の会計監査人の代表社員または社員
- 1 「主要な取引先」とは、年間取引額が、当社から支払いを受ける場合は、その者の直近事業年度における連結売上高の2%を、当社に支払いを行う場合は、当社の直近事業年度における連結売上高の2%をそれぞれ超える取引先をいう。
  - 2 「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。
  - 3 「主要な借入先」とは、借入額が当社連結総資産の2%を超える借入先をいう。
  - 4 「多額」とは、個人である場合は年間1,000万円を超える額、法人、組合などの団体に所属する者である場合は、当該団体の直近事業年度における年間総収入の2%を超える額をいう。
  - 5 「大株主」とは、直接・間接に10%以上の議決権を保有する者をいう。

(原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)

補充原則4 - 11(1)

- ・取締役会の構成、規模については、取締役会における審議の充実、経営の迅速な意思決定、取締役に対する監督機能、およびその時々

の経営諸課題を総合的に勘案したうえで、各取締役の知識、能力、専門分野、実務経験などのバランスも踏まえ決定いたします。

補充原則4 - 11(2)

- ・取締役および監査役の上場会社の役員などの兼職の状況については、「株主総会招集ご通知」の添付書類「事業報告」および「参考書類」に記載して開示しております。  
「株主総会招集ご通知」([https://www.chuden.co.jp/ir/ir\\_kabunushi/ir\\_sokai/](https://www.chuden.co.jp/ir/ir_kabunushi/ir_sokai/))

補充原則4 - 11(3)

- ・当社は、年1回、全取締役および全監査役に対し、取締役会の構成、運営、取締役会によるガバナンスなどに関するアンケートを実施するとともに、当該アンケート結果をもとに、全代表取締役、全社外取締役および全監査役等の中で意見交換を行っております。
- ・取締役会は、これらの結果を踏まえ、取締役会の実効性に係る分析・評価を行い、取締役会が会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、実効的に運営されていることを確認しております。
- ・取締役会の実効性をより高めていくため、さらなる改善に努めます。

(原則4 - 14 取締役・監査役のトレーニング)

補充原則4 - 14(2)

< 取締役・監査役に対するトレーニングの方針 >

取締役および監査役がその役割・責務を理解し、適切に果たすため、以下の機会を設けます。

- ・新任の社内取締役・監査役に対して、経営、経理・財務、法律などの分野に関する研修を実施するとともに、外部セミナーなどを受講する機会を提供します。また、就任後も社内取締役・監査役を対象に重要な改正法令などの情報を提供するとともに、弁護士による講演会や有識者によるCSRに関する講演会などを定期的に開催します。
- ・新任の社外取締役・監査役に対して、経営方針や経営課題などを説明します。また、就任後も当社事業に対する理解を深めるため、当社主要施設などの視察や、各部門からの業務内容などの説明の機会を設けます。

(原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針)

< 株主との建設的な対話に関する方針 >

株主のみなさまとの建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みに関する方針は、以下のとおりです。

- ・株主のみなさまとの対話全般については、経営戦略本部担当役員が統括し、担当部門が開示資料の作成・確認や必要な情報の共有など、関連部門と積極的に連携を取り、適時適切な情報発信や建設的な対話を実施します。
- ・個別面談以外の対話の手段として、決算や経営計画に関する説明会を定期的に開催するとともに、施設見学会を適宜実施します。また、株主通信などを作成・配布するとともに、ホームページ上に専用ページを設けて適時適切な情報発信に努めます。
- ・株主のみなさまとの対話の内容は、担当役員を通じて、適宜適切に取締役会などにフィードバックし、情報の共有・活用を図ります。
- ・インサイダー情報については、社内規程に従い、厳正に管理するとともに、社内教育を実施し、対話に際してのインサイダー情報管理に関する意識づけを行います。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日本カストディ銀行	100,842,800	13.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	69,029,994	9.12
明治安田生命保険相互会社	39,462,724	5.22
日本生命保険相互会社	23,419,622	3.10
中部電力自社株投資会	19,411,701	2.57
株式会社三菱UFJ銀行	13,391,618	1.77
株式会社三井住友銀行	11,954,862	1.58
JP MORGAN CHASE BANK 385781	11,457,028	1.51
株式会社みずほ銀行	10,564,097	1.40
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	9,004,115	1.19

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	電気・ガス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、グループ全体の企業価値の最大化に向けて、グループ各社と経営に関する方針・戦略を共有してグループ経営を行っております。

当社は、上場子会社を1社(株式会社トーエネック)有しております。

当該子会社は、当社の配電事業を支える主要な子会社であり、電力の安定供給に貢献しているとともに、上場による社会的な信用力と知名度を活かして、グループ外取引でも業績を伸ばし、当社グループの企業価値向上に貢献しています。

当社は、当該子会社の経営の自主性を尊重しており、当該子会社との取引にあたっては、「中部電力グループCSR宣言」に則り、事業のパートナーとして対等な立場で公正に行うとともに、同社に対しては、独立社外取締役を有効に活用した実効的なガバナンス体制の構築を促し、少数株主に不利益を与えることがないように対応しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			
橋本 孝之	他の会社の出身者														
嶋尾 正	他の会社の出身者														
栗原 美津枝	他の会社の出身者														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
橋本 孝之			橋本孝之氏は、人格、識見はもとより、長年にわたり日本アイ・ビー・エム株式会社の経営に携わるなど、経営の専門家としての豊富な知識と経験を有していることから、社外取締役として適任であると判断したためであります。 なお、橋本孝之氏を独立役員としたのは、同氏は、当社経営陣から著しいコントロールを受け得ることも、また当社経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得ることもなく、独立した立場で経営の監督を行うことができることから、一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断したためであります。

嶋尾 正		嶋尾正氏は、人格、識見はもとより、長年にわたり大同特殊鋼株式会社の経営に携わるなど、経営の専門家としての豊富な知識と経験を有していることから、社外取締役として適任であると判断したためであります。 なお、嶋尾正氏を独立役員としたのは、同氏は、当社経営陣から著しいコントロールを受け得ることも、また当社経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得ることもなく、独立した立場で経営の監督を行うことができることから、一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断したためであります。
栗原 美津枝		栗原美津枝氏は、人格、識見はもとより、長年にわたり株式会社日本政策投資銀行において、ファイナンス、財務、M & A等の業務に携わるなど、当該分野における専門的な知識と豊富な経験を有していることから、社外取締役として適任であると判断したためであります。 なお、栗原美津枝氏を独立役員としたのは、同氏は、当社経営陣から著しいコントロールを受け得ることも、また当社経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得ることもなく、独立した立場で経営の監督を行うことができることから、一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断したためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

#### 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬等検討会議	4	0	1	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬等検討会議	4	0	1	3	0	0	社内取締役

補足説明 更新

指名・報酬等検討会議は、社長と独立社外取締役3名で構成しており、取締役、監査役および役付執行役員等の人事案および取締役、役付執行役員の報酬の決定にあたり、社外取締役から助言を得ることで、その公正・透明性を確保しております。  
2019年度は6回開催し、全委員が6回とも出席しております。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	7名
監査役の数	5名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

##### 【監査役と会計監査人の連携状況】

会計監査人有限責任あずさ監査法人は、監査計画の策定・実施にあたって監査役と協議し、監査結果を監査役に報告するとともに、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」について監査役に通知し説明しております。また、監査役は、監査計画や監査結果を会計監査人に情報提供するなどしております。これらを通じて、監査役と会計監査人は、緊密な連携を保っております。

##### 【監査役と内部監査部門の連携状況】

内部監査部門は、監査計画の策定・実施にあたって監査役と調整するとともに、実施結果を監査役に報告しており、監査役と緊密な連携を保っております。



社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
濱口 道成	その他													
永富 史子	弁護士													
高田 坦史	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
濱口 道成			濱口道成氏は当社社外監査役として相応しい人格・識見を備え、かつ過去に名古屋大学の総長として学校経営に携わっており、その経歴を通じて培った識見、経験からの視点にもとづく監査機能を期待したためであります。 なお、濱口道成氏を独立役員としたのは、同氏は、当社経営陣から著しいコントロールを受け得ることも、また当社経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得ることもなく、独立した立場で監査を行うことができることから、一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断したためであります。
永富 史子			永富史子氏は、人格、識見はもとより、弁護士として専門的な知識と豊富な経験を有しており、法律の専門家としての視点にもとづく、中立的・客観的な立場からの監査機能を期待できることから、社外監査役として適任であると判断したためであります。 なお、永富史子氏を独立役員としたのは、同氏は、当社経営陣から著しいコントロールを受け得ることも、また当社経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得ることもなく、独立した立場で監査を行うことができることから、一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断したためであります。



高田 坦史		<p>高田坦史氏は、人格、識見はもとより、長年にわたりトヨタ自動車株式会社の経営に携わるなど、経営の専門家としての視点にもとづく、中立的・客観的な立場からの監査機能を期待できることから、社外監査役として適任であると判断したためであります。</p> <p>なお、高田坦史氏を独立役員としたのは、同氏は、当社経営陣から著しいコントロールを受け得ることも、また当社経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得ることもなく、独立した立場で監査を行うことができることから、一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断したためであります。</p>
-------	--	--

## 【独立役員関係】

独立役員の数	6名
--------	----

### その他独立役員に関する事項

当社は、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件を踏まえ、社外役員の独立性判断基準を定めております。社外役員6名は、いずれも金融商品取引所が定める独立役員の要件および、当社が定める社外役員の独立性判断基準を充たしており、当社は社外役員全員を独立役員に指定しております。

当社が定める社外役員の独立性判断基準については、本報告書「1. 基本的な考え方 - 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 - (原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)」に記載しております。

同基準内の取引などについては、本報告書における記載を省略しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

### 該当項目に関する補足説明

本報告書「1. 基本的な考え方 - 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 - (原則3 - 1 情報開示の充実) (iii) 取締役および役付執行役員の報酬等を決定するにあたっての方針および手続」に記載しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

### 該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、取締役および監査役ごとの報酬総額を種類別に開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

本報告書「1. 基本的な考え方 - 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 - (原則3 - 1 情報開示の充実) (iii) 取締役および役付執行役員の報酬等を決定するにあたっての方針および手続」に記載しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役を補佐する部署および担当者をそれぞれ置き、必要に応じ、重要な事項の説明・報告を実施しております。また、取締役会、監査役会などの資料については、必要に応じ、補足説明などを実施しております。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
水野 明久	相談役	財界活動・社会貢献活動	非常勤 報酬有	2020/6/25	1年更新
三田 敏雄	顧問	財界活動・社会貢献活動	非常勤 報酬有	2015/6/25	1年更新
川口 文夫	顧問	財界活動・社会貢献活動	非常勤 報酬有	2010/6/25	1年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 3名

### その他の事項

- ・相談役および顧問制度に関しては、社内規程を定めております。
- ・相談役および顧問の選任については、会長、社長、本部長などで構成する人事会議および社長と独立社外取締役3名を構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経て、取締役会へ提案し決定しております。
- ・相談役および顧問の報酬については、人事会議および指名・報酬等検討会議の協議を経て、社長が決定することとしております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

「取締役会」、「監査役会」、「監査役」などの会社法で定められている機関に加え、「経営戦略会議」および「経営執行会議」を設置しております。

「取締役会」は、原則として毎月1回開催し、法令・定款所定の事項および経営上重要な事項を審議・決定するとともに、取締役から職務執行状況の報告を受けるなどして、取締役の職務執行を監督しております。また、監督機能の強化を図るため、社外取締役を導入しております。取締役9名のうち3名が社外取締役、また男性8名・女性1名で構成されております。

社長、副社長、カンパニー社長、本部長、統括などで構成する「経営執行会議」は、原則として毎週1回開催し、取締役会付議事項の事前審議を行うとともに、それに該当しない業務執行上の重要事項について審議しております。また、中長期的な経営に関する方向性については、代表取締役などで構成する「経営戦略会議」において協議し、必要なものについては経営執行会議および取締役会に付議しております。

業務執行体制については、経営の意思決定・監督と執行の分離、業務執行の迅速化などを図るため、執行役員制を採用しております。カンパニー社長・本部長・統括を務める役付執行役員等には社長の権限を大幅に委譲し、特定分野の業務執行はカンパニー社長・本部長・統括以下で完結させる一方、その執行状況について、適宜、経営執行会議および取締役会に報告させております。また、カンパニー制を採る再生可能エネルギーの事業分野においては、カンパニー社長の諮問機関としてカンパニーボードを設置しております。さらに、経営責任・執行責任を明確にし、かつ経営環境の変化に即応できる経営体制を構築するため、取締役および役付執行役員・執行役員の任期を1年としております。

「監査役会」は、監査役間の役割分担、情報共有により、組織的・効率的な監査を図るとともに、法令・定款所定の事項について決議・同意などを行っております。監査役5名のうち3名が社外監査役、また男性4名、女性1名で構成されております。

「監査役」は、取締役ならびに内部監査部門および業務執行部門と意思疎通を図り、取締役会などの重要な会議への出席、取締役からの職務執行状況の聴取、業務および財産の状況の調査、ならびに会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況の監視・検証などを通じて、取締役の職務執行全般について監査しております。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けております。なお、監査役には、長年にわたって経理業務を経験し、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者が含まれるとともに、監査役室に所属する職員9名が監査役を補佐しております。

内部監査機能については、業務執行部門から独立した社長直属の経営考査室(21名)が担っております。同室は、原子力安全のための品質保証活動など業務執行部門の活動を、内部統制システム(財務報告に係る内部統制を含む)の有効性やCSR推進の観点からモニタリングし、それらの結果を社長に報告するとともに、関係部門に助言・勧告を行い、継続的に改善を促しております。内部監査の実施プロセスについては、第三者機関による外部評価を受け、品質の維持・向上に努めております。

監査役会、内部監査部門および会計監査人は、相互に監査計画や監査結果について情報を提供するなど緊密な連携を保つとともに、内部統制機能を有する部門からの報告をそれぞれの監査に活かしております。

社外取締役および社外監査役は、全員が当社の定める基準に照らして独立性を有しており、経営陣から独立した立場で、それぞれの経歴を通じて培った識見・経験を踏まえ、経営の監督機能および監査機能を担っております。また、内部統制システムの整備・運用状況について報告を受けているほか、定期的に、代表取締役・監査役との意見交換を実施しております。なお、当社は、社外取締役および社外監査役全員を、当社が上場する各金融商品取引所の定める独立役員として指定し、届け出ております。また、当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、社外取締役および社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約(責任限定契約)を締結しております。

取締役、監査役および役付執行役員を選任の公正・透明性を確保するため、各候補者は、会長、社長、本部長などで構成する人事会議および社長と独立社外取締役3名を構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経て、取締役会へ提案しております。さらに、監査役候補者

については、監査役の独立性を強化するため、常任監査役を含む人事会議で協議するとともに、監査役会の同意を得ております。また、取締役の報酬については、取締役会から授権された社長が人事会議および指名・報酬等検討会議の協議を経て決定しております。役付執行役員報酬については、人事会議および指名・報酬等検討会議の協議を経て社長が決定しております。監査役報酬については、監査役会における監査役全員の協議により決定しております。

会計監査人については、有限責任あずさ監査法人を選任しており、継続監査期間は14年間です。2019年度の当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、松本千佳氏、中村哲也氏、村井達久氏の3名であり、継続監査年数はいずれも7年以内であります。また、当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士19名、日本公認会計士協会準会員2名、その他12名であります。同年度に係る当社グループの有限責任あずさ監査法人に対する監査報酬額は、248百万円(監査証明に係る報酬(公認会計士法第2条第1項に規定する業務にもとづく報酬)245百万円、これ以外の業務にもとづく報酬2百万円)であります。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の意思決定・監督と執行の分離、業務執行の迅速化などを図るため、執行役員制を採用するとともに、経営の監督機能の強化を図るため、社外取締役を導入しております。

さらに、監査の実効性を確保するため、監査役、内部監査部門、内部統制部門および会計監査人は、相互に綿密な連携を保っております。

こうした現状の体制によって、経営の公正・透明性は十分に確保されていると考えております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	例年は、定時株主総会の日々の3週間前に招集通知を発送しております。 なお、第96期定時株主総会の招集通知については、新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、2020年6月10日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第96期定時株主総会は、2020年6月25日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットにより議決権を行使することができます。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用により議決権を行使することができます。
招集通知(要約)の英文での提供	議決権電子行使プラットフォームに、狭義の招集通知と株主総会参考書類を英文で掲載しております。
その他	ホームページに、株主総会招集ご通知を掲載しております。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	例年は、個人投資家向けに、当社の概要や経営課題への取り組みなどについての説明会を適宜開催しており、出席者は30名～350名程度となっております。 なお、2020年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を踏まえ、説明会の実施を見合わせました。引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を注視しながら、実施可否を検討してまいります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに、決算や経営計画に関する説明会について、年2～3回程度定期的に開催しております。説明会では、代表取締役などが説明を行い、出席者は80名程度となっております。これらの説明会以外に、アナリスト・機関投資家への説明を随時実施しております(個別訪問、電話・WEB面談等により適宜実施)。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役などによる海外機関投資家への説明を実施しております(個別訪問、電話・WEB面談等により適宜実施)。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページには、経営トップのメッセージの他、株主通信「ちゅうでん」、中部電力グループレポート、データブック、投資家向けデータ集、決算短信・決算補足資料、有価証券報告書・四半期報告書、決算説明会資料、株式情報(株価、株式データ、株式手続等)の投資家向け情報を掲載しております。IRに関するホームページのURLは、 <a href="https://www.chuden.co.jp/ir/">https://www.chuden.co.jp/ir/</a> です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	個人投資家向けIR担当部署は、経営管理本部法務グループ株式チーム、アナリスト・機関投資家向けIR担当部署は、経営戦略本部計画部CSR・経営統括グループです。	

その他	<p>株主通信「ちゅうでん」、中部電力グループレポート、データブックなどを作成・配布しております。</p> <p>なお、2020年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を踏まえ、例年開催している施設見学会の実施を見合わせました。引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を注視しながら、実施可否を検討してまいります。</p>
-----	--

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「中部電力グループ企業理念」および「中部電力グループCSR宣言」において規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社は、グループ共通の環境方針として「中部電力グループ環境基本方針」を制定し、さまざまな環境保全活動に取り組んでおります。CSR活動については、「CSR・経営統括グループ」が中心となり、各部門長をメンバーとする「CSR推進連絡会議」を開催しております。また、「中部電力グループCSR宣言」を制定し当社グループのCSR推進の考え方を示すとともに、CSR活動などについて報告書を作成し、当社グループの取り組みとその成果を紹介しております。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時開示体制を整備しております。
その他	<p>取締役9名のうち1名は女性であります。また、女性をはじめとしたダイバーシティの促進を経営の課題と位置づけ、2007年に専任組織を設置するなど、積極的に取り組んでいます。取組みの詳細に関するホームページのURLは、<a href="https://www.chuden.co.jp/csr/social/diversity/">https://www.chuden.co.jp/csr/social/diversity/</a>です。</p>



## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムの整備に関する基本的な考え方として「会社の業務の適正を確保するための体制」を定め、この体制に掲げる内部統制システムを整備し、運用しております。

< 会社の業務の適正を確保するための体制 >

当社は、公正・透明性を経営の中心に据え、業務の適正を確保するため、次の体制を整備するとともに、これを有効に機能させ、株主、お客さまをはじめとするステークホルダーから信頼される企業となるように努める。

#### 1 経営管理に関する体制

##### (1) 業務執行に関する体制

- ・取締役会は、原則として毎月1回開催し、法令・定款所定の決議事項および経営上重要な事項を決定するとともに、取締役から職務執行状況の報告を受けるなどして、取締役の職務執行を監督する。また、社外取締役により社外の視点からの監督を行う。監査役は、取締役会に出席し意見を述べるほか、職務執行状況の聴取などを通じて、取締役の職務執行を監査する。
- ・業務執行における重要な事項について多面的に検討するため、経営執行会議および経営戦略会議（以下合わせて「経営会議」という。）を設置する。経営執行会議は、原則として毎週1回開催し、取締役会に付議する事項および社長が意思決定すべきその他重要事項の審議を行うとともに、業務執行状況等に関する報告を受ける。また、会長、社長、副社長および経営企画部門の長で構成する経営戦略会議は、必要に応じて開催し、経営に関する方針・方向性について審議する。
- ・経営の意思決定・監督と執行の分離および迅速な業務執行を実現するため、執行役員制を採り、カンパニー社長・本部長・統括を務める役付執行役員・執行役員に社長の権限を大幅に委譲し、特定分野の業務執行をカンパニー社長・本部長・統括以下で完結させる一方、その執行状況について、適宜、経営執行会議および取締役会に報告させる。
- ・カンパニー制を採る再生可能エネルギーの事業分野においては、カンパニー社長の諮問機関としてカンパニーボードを設置する。
- ・取締役ではないカンパニー社長・本部長・統括についても、経営執行会議の構成員として取締役会決議案件の審議に参加させ、また取締役会において適宜議案の説明をさせること等により、経営の意思決定と特定分野の業務執行との乖離の防止を図る。
- ・取締役ならびに役付執行役員、執行役員およびその他の職員（以下「取締役等」という。）の職務執行の適正および効率性を確保するため、社内規程において、各部門（カンパニー、本部、本店の部・室・センター、支店・支社をいう。以下同じ。）および各部署ならびにそれらの長の業務分掌、権限等を定める。また、取締役等は、業務執行状況について、適時に、取締役会、経営執行会議、カンパニーボードまたは上位者に報告する。
- ・取締役等の意思決定の適正を確保するため、決裁手続において、起案箇所、関係部門および審査部門による審査を行う。

##### (2) 取締役等の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役等の職務執行に係る情報の保存および管理を適切に行うため、社内規程において、取締役会議事録、経営会議資料、カンパニーボード資料、決裁文書等の作成、保存および管理に関する事項を定める。

##### (3) 内部監査に関する体制

- ・取締役等の職務執行の適正および効率性を確保するため、業務執行ラインから独立した組織として社長直属の内部監査部門を設置する。内部監査部門は、各部門の業務執行状況等を定期的に監査し、その結果を社長に報告するとともに、必要に応じ各部門に改善を勧告する。

#### 2 リスク管理に関する体制

- ・全社および各部門のリスク管理が適切に行われるよう、組織、権限および社内規程を整備する。
- ・個々の事業または業務運営上のリスクを管理するために、カンパニー社長、本店の部門の長を責任者（以下「リスクオーナー」という。）とするとともに、経営に重大な影響を与えるリスクを統合的に管理するためにリスクマネジメント会議を設置する。また、リスクマネジメント会議の審議結果については、必要に応じて、取締役会へ付議する。
- ・個々の事業または業務運営上のリスクについては、リスクオーナーが、これを管理する体制を整備する。また、リスクオーナーは、計画の策定・実行にあたり、リスクを把握・評価のうえ、その結果に基づいてこれを管理する。
- ・経営に重大な影響を与えるリスクについては、経営戦略本部内のリスク管理部署がリスクオーナーの報告を把握・評価のうえ、リスクマネジメント会議に報告し、対応方針の審議を受けるとともに、経営計画およびリスクオーナーが実施するリスク対策にこれを反映する。
- ・非常災害その他当社の財産、社会的信頼等に重大な影響を与える事象が発生したときの情報伝達および対応について社内規程に定めるとともに、これら事象が発生したときに備え定期的に訓練等を実施する。
- ・原子力の自主的・継続的な安全性向上に向けた取り組みとして、当社の原子力安全の取り組み姿勢・理念を反映した中部電力グループ原子力安全憲章を制定する。また、原子力部門へのガバナンスを強化するため、原子力安全向上会議を設置し、同会議において、リスクを分析・評価するとともに原子力の安全性向上に必要な対応策について審議する。さらに、社外の各分野の有識者のガバナンス等に関する知見を安全性向上に向けた取り組みに活用するため、原子力安全向上会議アドバイザーボードを設置する。
- ・社内外の原子力の専門家の安全に関する知見を現場における安全性向上の取り組みに活用するため、浜岡原子力安全アドバイザーボードを設置する。
- ・法令等に従って財務報告を適正に行うために、組織および社内規程類を整備し、適切に運用する。

#### 3 コンプライアンスに関する体制

- ・コンプライアンス経営を推進するため、社長を議長とし、社外委員および監査役を加えたコンプライアンス推進会議を設置するとともに、各部門・事業場および各部署の長をコンプライアンス推進責任者とする全社的な体制を整備する。
- ・法令・社会規範の遵守に関する理念および取締役等が遵守すべき基本的事項を定めた中部電力グループコンプライアンス基本方針、ならびにこれに付随する中部電力グループ贈収賄・腐敗防止方針を制定・周知する。
- ・コンプライアンスの定着を図るため、取締役およびコンプライアンス推進責任者を対象とした啓発活動を実施し、管下職員への適切な指導・監督に当たらせるとともに、職員に対し各種研修を行う。
- ・コンプライアンス違反事象の未然防止・早期改善のため、通常の業務報告経路とは別に、内部通報の窓口「ヘルプライン」を社内および社外に設置する。なお、ヘルプラインの利用者の保護について、社内規程を定める。
- ・反社会的勢力との関係遮断については、対応部署を定め、社内規程類を整備するとともに、関連する外部専門機関と連携して対応する。

#### 4 監査に関する体制

##### (1) 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項

- ・監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した組織として監査役直属の監査役室を設置する。
- ・監査役室には、監査役の意向を踏まえた員数の職員を置く。

##### (2) 監査役を補助すべき職員の独立性および当該職員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役室に所属する職員は、執行部門の業務に係る役職を兼務せず、取締役の指揮・命令を受けない。
- ・取締役等は、監査役の指示に基づき職務を遂行したことを理由として、監査役室に所属する職員に不利益を及ぼさない。
- ・監査役室に所属する職員の異動および評定にあたっては、監査役の意向を尊重する。

##### (3) 監査役への報告に関する体制

- ・取締役等は、次のとおり、職務執行状況等について監査役に報告する。
- ・取締役会および経営会議ならびにカンパニーボードの付議事項について、監査役からの求めに応じ報告する。
- ・当社に著しい損失を与えるおそれのある事実を知ったときは、ただちに監査役に報告する。
- ・部門ごとに原則として年1回、当該部門に係る職務執行状況を監査役に報告する。
- ・重要な決裁文書については決裁後すみやかに、また業務執行に係るその他の文書類についても求めに応じて、監査役の閲覧に供する。

##### (4) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制

- ・取締役等は、監査役または監査役室に所属する職員に報告をしたことを理由として、報告した者に不利益を及ぼさない。
- ・監査役および取締役等は、監査役に報告した者が望まない場合、正当な理由なく、その者の氏名等個人を特定できる情報を社内または社外に開示しない。

##### (5) 監査費用等に関する事項

- ・監査役が職務上必要と認める費用等を請求したときは、すみやかに当該費用等を支払う。

##### (6) その他監査役が実効的に行われることを確保する体制

- ・監査役は、経営会議およびその他重要な会議体ならびにカンパニーボードに出席のうえ、意見を述べるができる。
- ・社長は、定期的に監査役と代表取締役が経営全般に関し意見交換する機会を設ける。
- ・内部監査部門および会計監査人は、監査計画の策定・実施にあたって監査役と調整するとともに、実施結果を監査役に報告する。

#### 5 中部電力グループの業務の適正を確保するための体制

- ・中部電力グループの業務の適正および効率性を確保するため、グループ会社を統括する部門を設置し、グループ会社全般に関する経営戦略・方針の立案を行うとともに、社内規程類を整備し、経営上の特に重要な事項について協議または報告を求めるなど、グループ会社の経営管理を行う。また、グループ会社を統括する部門は、グループ各社の事業の概況を当社監査役に報告する。
- ・グループ各社のリスクについては、各社が把握・評価・管理する。
- ・また、個別会社毎に当該会社の社長と当社の社長等で構成する会議体で、当該会社の経営施策と併せて経営に重大な影響を与えるリスクについて確認する。
- ・なお、当該確認は中部電力パワーグリッド株式会社および中部電力ミライズ株式会社(以下、「事業会社」という。)に対しては四半期ごとに開催する会議体にて、その他のグループ各社に対しては、原則として年1回開催するグループ経営戦略会議にて行う。
- ・当社監査役は、これらに出席のうえ、意見を述べるができる。
- ・事業会社の社長は、自社に加え自社のグループ会社について、当社のリスクオーナーとしての役割を果たす。
- ・当社の取締役等ならびにグループ会社の取締役等および監査役は、グループ会社においてグループ経営に重大な影響を与える事象が発生した場合、すみやかに状況把握を行うとともに、当社監査役に報告する。
- ・中部電力グループにおけるコンプライアンス推進のため、中電グループ・コンプライアンス推進協議会を設置するとともに、グループコンプライアンス基本方針を制定する。また、グループ各社のコンプライアンス経営を推進するため、各社において、コンプライアンス委員会またはコンプライアンス担当の取締役等・部署の設置その他推進体制を整備するとともに、基本方針の制定をはじめとする自律的な取り組みを行う。
- ・コンプライアンス違反事象の未然防止・早期改善のため、グループ各社が必要に応じ自ら内部通報の窓口を設けるほか、グループ各社共同のコンプライアンスに関する内部通報の窓口「中電グループ・共同ヘルプライン」を設置する。
- ・当社の取締役等または監査役に、必要に応じグループ会社の取締役または監査役を兼務させる。
- ・当社監査役は、グループ会社監査役間の定期的な意見交換を行う。
- ・当社の内部監査部門は、必要に応じてグループ会社に対して内部監査を行い、その結果を社長および監査役に報告する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係遮断については、対応部署を定め、社内規程類を整備するとともに、関連する外部専門機関と連携して対応しております。



## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

当社は、お客さま、地域社会、株主・投資家等のステークホルダーから高い信頼と支持が得られるよう、「コンプライアンス推進会議」を設置し、「中電グループコンプライアンス基本方針」を制定するとともに、「良き企業市民」として遵守すべき「8つの行動規範」を制定しております。その中で「適正な情報管理・公開」を規範の1つとして定め、重要な会社情報を厳正に管理するとともに適時適切に開示するよう努めております。

また、「情報管理規程」を制定し、情報の厳正管理および情報開示の基本的な考え方を定め、会社情報の適時開示に関しては、投資者の投資判断に重要な影響を与える会社情報を適時適切に開示するため、その下位規程として「会社情報適時開示通則」を制定し、情報取扱責任者である経営管理本部法務グループ長が対象となる情報を確実に把握・開示できるよう体制を整備しております。

なお、当社は、インサイダー取引の未然防止の観点から、「インサイダー取引管理指針」を制定し、その対象となる会社情報の報告・管理体制についても整備しております。

#### 1 会社情報の一元的把握のための報告体制

##### (1) 当社に係る情報(当社の決定事実、発生事実および決算に関する情報)の報告体制

当社において投資者の投資判断に重要な影響を与える会社情報が発生または発生する可能性がある場合、当該会社情報に関する業務担当部門の長は、ただちに情報取扱責任者である経営管理本部法務グループ長に報告することとしております。

##### (2) 子会社に係る情報(子会社の決定事実、発生事実および決算に関する情報)の報告体制

子会社において投資者の投資判断に重要な影響を与える会社情報が発生または発生する可能性がある場合、当該子会社の代表者は、ただちに情報取扱責任者である経営管理本部法務グループ長に報告することとしております。

#### 2 会社情報の開示体制

上記1の連絡を受けた経営管理本部法務グループ長は、ただちに当該会社情報について、必要に応じて金融商品取引所に相談のうえ、適時開示の要否を判断し、適時開示が必要な場合は、TDnetを通じて適時適切に開示しております。

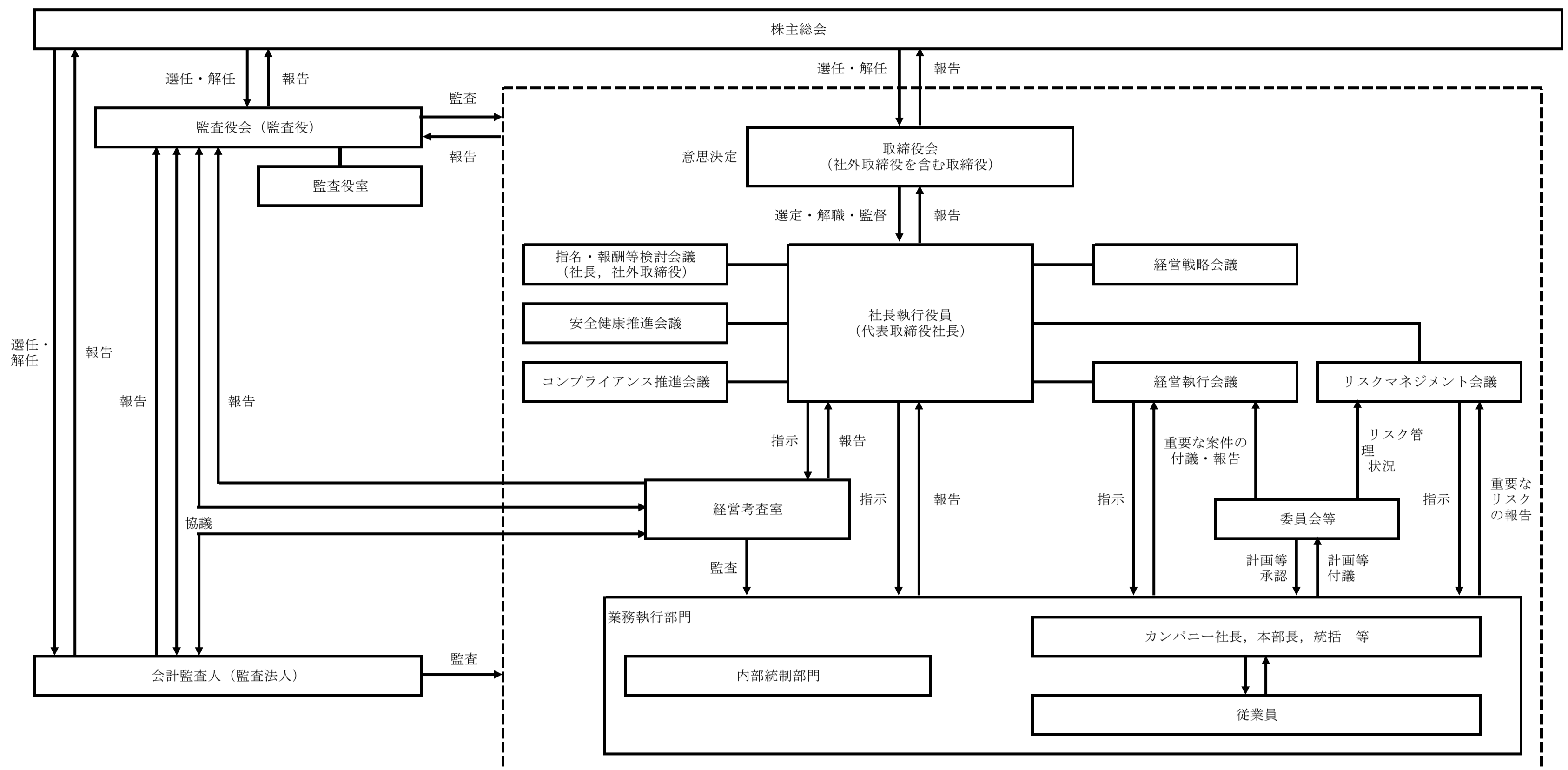
なお、TDnetへの登録手続など適時開示に必要な事務については、経営管理本部法務グループ長管下の経営管理本部法務グループ株式チームが担当しております。

#### 3 会社情報のホームページへの掲載

当社は、正確な会社情報を広くお知らせするという観点から、適時開示すべき会社情報はもとよりみなさまのニーズにお応えする情報を積極的に自社のホームページに掲載しております。

なお、適時開示すべき会社情報については、適時開示完了後、速やかに掲載しております。

## 当社のコーポレートガバナンス体制(模式図)



## 当社の適時開示体制の概要(模式図)

